

大分大学医学部バイオラボセンター規程

平成22年11月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部バイオラボセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大分大学における生命科学系研究者の支援を目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生命科学系研究者養成のための企画に関する事項
- (2) センターの機器の操作指導に関する事項
- (3) センターの機器の利用に関する受付業務に関する事項
- (4) 生命科学研究の技術指導に関する事項
- (5) その他センター長が必要と認める事項

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 医学部の教員 若干人
- (4) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、学部長をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、副学部長（研究担当）をもって充てる。

4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(学部長が指名する教員)

第6条 第4条第3号の教員は、学部長が指名する。

2 第4条第3号の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第7条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部バイオラボセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 第4条第3号の教員
- (4) 医学科の教授又は准教授 4人
- (5) 看護学科の教授、准教授又は講師 2人
- (6) 先進医療科学科の教授、准教授又は講師 2人
- (7) その他学部長が必要と認めた者 若干人

3 前項第4号から第7号までの委員は、学部長が指名する。

(任期)

第8条 前条第3項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第12条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年医学部規程第1-6号)

1 この規程は、平成22年11月10日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される兼任教員及び第7条第2項第4号から第6号に規定する委員の任期は、第6条第2項及び第8条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成28年医学部規程第1-5号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年医学部規程第1-5号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部規程第1-4号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部規程第1-7号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年医学部規程第1-1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。